

措置状況一覧表

平成17年度包括外部監査：文化の森総合公園文化施設の管理運営

項目		指摘及び意見	講じた措置	
人件費	組織体制の見直し	5施設で11名もの館長、副館長が必要であるとは考え難い。 例えば、各施設に置かれている副館長は廃止し、その代わりに文化の森総合公園文化施設（図書館、博物館、美術館、文書館、21世紀館）全体を総括する施設長1名を置くなど、組織体制の合理化、効率化を図る必要があると思われる。	平成18年度から5施設の総務事務を二十一世紀館に一元化する等、組織体制の合理化、効率化を図り、県民サービスの向上を図った。	
	職員構成及び給与体系の見直し	図書館については、定型的・機械的なサービスを提供する業務も少なくなく、このような業務についてまで正規職員で対応すべき必要性は高いとは言えない。 従って、直ちに実施することは困難であると思われるが、将来的な課題としては、臨時補助員等の活用によって正規職員の数を減らすなど、職員構成のあり方の見直しが検討されるべきである。	文化の森各館においては、既に臨時補助員等を活用した形で合理化を図ってきた。	
		職務の内容や責任の程度に応じた給与体系の再構築も併せて検討されるべきである。	給与体系の再構築については、指摘の趣旨について人事委員会に伝えている。	
	指定管理者制度の導入の検討	文化の森総合公園文化施設の公共性に照らせば、施設の管理・運営業務のうち基幹的な業務については県の正規職員に従事させる必要があるものの、定型的・機械的なサービスを提供する業務については、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るという観点から、将来的な課題としては指定管理者制度の導入を検討する余地もあると思われる。	施設の管理運営の効率化、県民サービスの向上を図るため、平成18年度から受付案内員の段階的削減と民間委託及び券売機の導入を実施した。 今後とも、定型的・機械的なサービスを提供する業務については、外部委託化を含めて節減していく。	
委託料	指名業者の選定基準の変更及び追加の妥当性	警備業務（21世紀館）	指名業者の選定基準の変更及び追加は「文化の森総合公園文化施設警備業務の委託について（伺い）」と題する書面において行われており、その時期も指名競争入札の実施日（平成14年5月21日）の僅か12日前（同月9日）のことであり、D協同組合が指名競争入札に参加することとなった経緯については不透明さが拭えない。	選定基準に基づき、平成21年度から業務の指名競争入札を実施している。
	指名業者の選定の妥当性	設備運転管理業務	本件の指名競争入札は、F協同組合とその組合員（T社、U社、V社）のみで実施されている。形式的には	平成18年6月の競争入札は、より競争原理が働くよう、協同組合でない業者により実施した。

性		指名競争入札が実施されているものの、実質的に見れば競争原理が働いているとは言い難く（ちなみに、指名競争入札が実施された設備運転管理業務については、平成12年度から平成16年度までの5年間、全て同一の業者（F協同組合）が落札している）、F協同組合を指名競争入札に参加させることによって、かえって公正な競争を阻害する結果になっていると言わざるを得ない。	
予定価格の妥当性	警備業務（21世紀館）	平成12年度の予定価格が異常に高額であることは明らかであるし、平成16年度の予定価格についても、取引の実例価格に照らせば極めて高額と言わざるを得ない。その理由について、監査対象機関からは、県職員給与と予算を勘案して決定したとの説明がなされている。しかし、警備業務の内容を勘案した場合、その金額の妥当性には疑問がある。	平成18年度からは「設計業務等標準積算基準表」に基づき、人件費や業務量を十分精査の上、予定価格を設定した。
		また、委託業務の遂行に必要とされる人員についても、例えば平成13年度は所要人員11人との前提で委託費の積算を行っているものの、業務委託契約書では7人しか記載されていない。その意味でも、予定価格の妥当性には疑問がある。	平成18年度からは「設計業務等標準積算基準表」に基づき、人件費や業務量を十分精査の上、予定価格を設定した。
	総合清掃管理業務	予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。	平成18年度からは「設計業務等標準積算基準表」に基づき、人件費や業務量を十分精査の上、予定価格を設定した。
	文化の森総合公園情報システム機能拡充業務		平成15年度限りで業務を廃止した。
情報文化実習室運用業務（前期、後期）			
予定価格及び委託費積算価格	イベントホール設備保守管理等業務	予定価格及び委託費積算価格が定められているが、平成12年度から平成16年度までの5年間、全て同じ金額となっている。	平成17年度の予定価格の積算に当たっては、所要額を十分精査した。
見積書提出日と契約締結日が一致している	イベントホール設備保守管理等業務	見積書提出日と契約締結予定日が同一日となっており、見積額の妥当性を確認する時間的余裕はない。これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞があるし、そもそも委託者において見積額の妥当性を確認する意思がないと疑われてもやむを得ない。	見積書提出日から契約締結日までの間は、見積額を十分に検討できる期間をとることとした。

入札額，見積額の妥当性	警備業務，常設展・企画展監視警備業務	<p>入札参加者や見積者の中には，およそ落札や契約締結の意思がないものと判断せざるを得ないような極めて高額の入札額や見積額を提示する業者が見受けられる。しかし，このような業者を競争入札や見積り合わせに参加させても，競争原理が機能することは期待できない。従って，契約の公正及び価格の有利性を確保するという観点に照らせば，このような業者を漫然と競争入札や見積り合わせに参加させることは不適切であると言わざるを得ず，監査対象機関としても厳正に対処すべきである。</p>	平成18年度は，より競争原理が機能するように，指名業者を見直した。
入札額が予定価格を上回っている	設備運転管理業務	<p>平成12年度から平成14年度までは3回の入札が実施されたが，いずれも入札額が予定価格を上回っており，入札不調により随意契約となっている。また，平成15年度も，第1回目の入札では入札額が予定価格を上回っている。</p> <p>入札額が予定価格を上回る事態が何度も続いているのは，指名競争入札において十分な競争原理が働いていないことが原因と思われる（前記ア参照），この点については改善の余地があると思われる。</p>	平成16年度以降は業務量を十分精査して予定価格を設定した結果，入札額が予定価格を下回っている。
随意契約の適法性	企画展警備業務，常設展・企画展監視警備業務	<p>これらの委託業務については，複数の業者による見積り合わせが行われているのであるから，「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）とは言い難い。</p> <p>従って，いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。</p>	平成18年度から指名競争入札を行った。
	総合清掃管理業務	<p>随意契約の方法を選択した法的根拠は，地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり，その具体的理由としては，清掃対象面積が約3万2,000㎡と広く，多数の作業員を必要とすること，広く県民の利用に供するため，常に美観を損なわないよう，きめ細やかな作業が必要であること，施設，設備が一般事務所ビルと異なるため，細かな作業が必要となること，入札手続きに係る清掃業務の空白を回避するため，事業協同組合と随意契約をし，遅滞なく利用者の便益に供する必要があることの4点が挙げられている。</p> <p>いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。</p>	平成18年度から指名競争入札を行った。
	衛生害虫等の駆除及び防除業務	<p>随意契約の方法を選択した法的根拠は，地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり，その具体的理由としては，博物館，美術館という特殊な施設設備が対象であり，業務の実施に当たっては使用器具，使用薬剤</p>	平成18年度から指名競争入札を行った。

		等についての高度な知識、ノウハウを必要とすること、施設設備の規模が大きく、広い場所に点在しているため、業務の実施に当たって相当数の作業員が必要であることが挙げられている。 いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。	
	情報文化実習室運用業務(前期、後期)	委託業務の内容としては、講師及び講座補助員の派遣並びに講座テキストの作成等に過ぎず、パソコン講座を開設している業者であれば対応できる業務であると思われるので、「その性質又は目的が競争入札に適しない」(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)とは言い難い。 従って、いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。	平成15年度限りで業務を廃止した。
委託先選定の合理性	総合清掃管理業務	委託先の選定は、受託者の事業遂行能力という観点からなされる必要があるものであって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を回避する(その目的は、競争入札を回避することにあると解される)ために委託先として事業協同組合を選定するというのは、本末転倒と言わざるを得ない。 従って、総合清掃管理業務の委託先としてF協同組合を選定したことについては、その合理性に疑問がある。	平成18年6月の競争入札は、協同組合でない業者により実施した。
見積書の記載	総合清掃管理業務	委託先から提出された見積書を見ると、清掃箇所ごとの金額は記載されているものの、その算出根拠(作業の単価、作業に従事する人数、作業面積等)は明らかにされていない。 これでは、見積額の妥当性をチェックすることは不可能である。	財務関係規定に基づき、適正に見積書を提出させている。 なお、平成21年度から年間を通じての指名競争入札を執行し、積算根拠についても国交省に準拠した積算基準を採用している。
(委託料総括意見) 支出負担行為の審査体制		支出負担行為の審査体制については、現実には、随意契約の適法性については書類の記載内容を形式的に審査するに留まっているのが実情である。 従って、出納課においては、執行機関に対して随意契約の判断基準の周知徹底を図るべきである。	平成18年度の会計事務実務担当者研修会及び一般職員を対象とした財務事務研修等において、随意契約の判断基準の周知徹底を図った。
委託先の妥当性(事業協同組合の問題)		現実には、事業協同組合の参入を認めることによって、かえって公正な競争を阻害する結果となっている可能性を否定できない。 従って、事業協同組合の参入の是非及びあり方については、中小企業の公正な経済活動の機会の確保と、公正な競争の確保という観点を踏まえて、改めて検討される	中小企業の公正な経済活動の機会の確保と、公正な競争の確保という観点から、平成18年度からは、事業協同組合は指名しないこととした。

		べきである。	
修繕費	随意契約の方法によることの適否	<p>修繕については緊急を要する場合も少なくなく、委託契約の場合と比較して弾力的な運用が求められることは否定できない。</p> <p>このため、予定価格（修繕に要する経費）が250万円以下（工事又は製造の請負の場合）の軽微な修繕、緊急に修繕を行う必要があるものについては、それぞれ随意契約の方法によって契約を締結することが認められており、法令上も一定の範囲で弾力的な運用を行うことが認められている。</p> <p>従って、これらの事由に該当しない修繕については、契約の公正及び価格の有利性を図るという地方自治法及び同法施行令の趣旨に照らして、競争入札の方法を採用する余地がないか再検討されるべきである。</p>	平成17年度は定期的な修繕や緊急を要しない修繕について、競争入札を実施した。
	支出科目及びそれに伴う支出手続の妥当性	<p>今回、監査対象とした修繕費の中には、工事請負費としての実質を有すると思われるものが見受けられる。</p> <p>従って、この点については改善が必要であって、出納課においては、執行機関に対して適切な支出科目及びそれに従った支出手続を行うよう周知徹底を図るべきである。</p>	平成18年度の会計事務実務担当者研修会及び一般職員を対象とした財務事務研修等において、適切な支出科目及び支出手続を行うよう周知徹底した。